平成26年度 第18回庁議要旨

日時:平成26年12月24日(水)

午前9時00分~

会場:庁議室

[審議事項]

1 防犯カメラの設置について(復興政策部)

本市が設置する防犯カメラについて、設置、管理及び運営にかかる必要な事項を明確化するため、(仮称) 石巻市防犯カメラ設置条例を制定するとともに、(仮称) 防犯カメラ設置運営審議会を設置するもの。

(1) 主な内容

ア (仮称) 石巻市防犯カメラ設置条例(案)において規定しようとする項目

- (ア) 目的(条例の範囲・対象)
- (4) 定義
- (ウ) 基本原則
- (エ) 設置にかかる遵守事項
- (オ) 管理責任者の責務
- (カ) 画像の取扱い
- (キ) 防犯カメラ設置運営審議会
- イ 防犯カメラ設置運営審議会の設置
 - (ア) 目的

防犯カメラの設置運営について調査審議

(イ) 組織等

委員は10人以内とし、学識経験のある者、市長が適当と認める者を委嘱 (学識経験者、各種団体が推薦する者:防犯協会、商店会、飲食店組合、PTA 連絡協議会、女性人材リスト登録者、弁護士等)

(ウ) 会長及び副会長 委員の互選により会長及び副会長を定める

(エ) 会議

審議会は会長が招集しその議長となる

- ウ パブリックコメントの実施と条例制定
 - (ア) パブリックコメントの実施 庁内検討を踏まえた「条例素案」により市民意見を聴取
 - (4) 条例素案 条例の骨子について、市民にわかりやすく文章化
 - (ウ) 条例案制定 パブリックコメント結果を踏まえ、条文化(例規審議会付議)
- (2) 今後の予定

ア 平成26年12月 防犯カメラ設置条例 (素案) にかかるパブリックコメント実施 イ 平成27年 2月 市議会第1回定例会に防犯カメラ設置条例 (案) 及び関連予算 (案) について提案

ウ 4月1日 防犯カメラ設置条例及び施行規則施行

2 災害危険区域内で買取りした土地の有効活用について (復興事業部・総務部) —継続審議—

3 障害福祉サービス等利用計画作成に係る相談支援等推進事業について(福祉部)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則附則第5条に規定するサービス等利用計画案の提出に関する経過措置が平成27年3月31日をもって終了し、平成27年4月からは障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する全ての者について、サービス等利用計画の作成が義務化される。

本市がサービスの支給決定を行う者のうち、石巻圏域外の施設入所者等のサービス等利用計画作成については、当該施設等の所在地の指定特定相談支援事業者等に作成をお願いしているが対応ができない地域もあることから、本市内の指定特定相談支援事業者等が訪問し作成を行っている状況にあるため、訪問に要する旅費等に相当する額を補助金として交付することにより、計画相談支援等の円滑化及び石巻圏域外に居住する障害者等の福祉の向上を図るもの。

- (1) 主な内容
 - ア 補助対象事業者市内の指定特定相談支援事業者等
 - イ 補助金の額

石巻圏域外に居住する障害者等を訪問した場合、補助対象事業者の事業所から石巻 圏域外の障害者等の居住地までの区間の距離に、1キロメートル当たり37円を乗じ て算出した額とする。(石巻市職員等の旅費に関する条例の車賃相当額)

- (2) 今後の予定
 - ア 石巻市計画相談支援等推進事業補助金交付要綱の制定
 - イ 施行予定年月日:平成27年4月1日

4 石巻市重度障害者等日常生活用具給付等事業に係る給付種目の拡充について(福祉部)

日常生活上の困難の改善により、重度障害者等の自立を支援し社会参加を促進するため、障害者等に対する日常生活用具給付種目を拡大するもの。

(1) 主な内容

以下の種目を給付対象に加える。

種目	対象者	
エアマット	下肢又は体幹障害2級以上	
人工鼻	喉頭摘出者	

- (2) 今後の予定
 - ア 石巻市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正
 - イ 施行予定年月日:平成27年4月1日

[報告事項]

1 石巻市生活サポート事業の廃止について(福祉部)

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する介護給付費支給決定障害者等以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障を来たすおそれのある者に対して、居宅介護従事者等を居宅に派遣し必要な支援(生活支援・家事援助)を行うものであり、国の地域生活支援事業実施要綱において市町村任意事業に位置付けられている。

国では本事業の全国の市町村の実施率が10%未満(過去3年間の推移)のため、平成26年度より地域生活支援事業の対象外となったことから、本市においても事業の見直しを図るもの。

(1) 主な内容

本市においては、これまでサービス利用実績はなく、また、国の地域生活支援事業の 対象外となったことから本事業を廃止する。

(2) 今後の予定

ア 石巻市障害者生活サポート事業実施要綱の廃止

イ 廃止予定年月日:平成27年3月31日

2 石巻市障害者施設入所者等就職支度金支給事業の廃止について(福祉部)

本事業は、施設に入所若しくは通所している障害者が更生訓練を終了し、又は就労移行 支援事業若しくは就労継続支援事業を利用し就職等により自立する者に対し、就職支度金 を支給し社会復帰の促進を図ることを目的として実施しているものであり、国の地域生活 支援事業実施要綱において市町村任意事業に位置付けられている。

国では本事業の全国の市町村の実施率が10%未満(過去3年間の推移)のため、平成26年度より地域生活支援事業の対象外となったことから、本市においても事業の見直しを図るもの。

(1) 主な内容

本市においては、平成21年度以降就職支度金の交付実績がなく、また、国の地域生活支援事業の対象外となったことから本事業を廃止する。

(2) 今後の予定

ア 石巻市障害者施設入所者等就職支度金支給事業実施要綱の廃止

イ 廃止予定年月日:平成27年3月31日

3 石巻市在宅障害者等社会参加促進助成券交付事業の見直しについて(福祉部)

本事業は、在宅の障害者又は障害児で、身体障害者手帳1級から3級(3級にあっては、 肢体不自由者又は在宅酸素療法者に限る。)、療育手帳A所持者又は精神障害者保健福祉手 帳1級所持者(18歳以上の者は市民税非課税者に限る。)に対し、移動のためのタクシー 料金又は自動車燃料費の一部を助成することにより、障害者等の社会参加を促進し、その 福祉の向上を図ることを目的として実施しているものであり、これまで助成券の交付を受 けるためには毎年の交付申請が必要であったが、障害者の負担軽減を図るために交付申請 について見直しするもの。

(1) 主な内容

助成券有効期間の満了後、引き続き助成券の交付を受けようとするときは、申請書を市長に提出しなければならないが、申請を行う者の同意を得た上で、市の保有する公簿

等により申請に必要な事項を確認できたときは、申請書の提出を省略させることができるものとする。

- (2) 今後の予定
 - ア 石巻市在宅障害者等社会参加促進助成券交付要綱の一部改正
 - イ 施行予定年月日:平成27年3月1日

4 石巻市農業委員会委員の選挙区及び定数の変更について(産業部・農業委員会)

「東日本大震災」による農業基盤の一変により基準農業者数が5,565人となったため、 農業委員会に関する法律施行令第2条の2(選挙による委員の定数の基準)に基づき、選挙 による委員の定数を変更するもの。

(1) 主な内容

農業委員会等に関する法律に基づき、石巻市農業委員会の選挙区及び定数に関する条例の一部を以下のとおり改正する。

ア 選挙による委員の定数

現行40人を30人とする

- イ 選挙区ごとの委員の定数
 - (ア) 第1選挙区(石巻・牡鹿地区) : 9人から 6人とする(イ) 第2選挙区(河北・雄勝・北上地区):12人から 8人とする
 - (ウ) 第3選挙区(河南地区) : 11人から10人とする(エ) 第4選挙区(桃生地区) : 8人から 6人とする
- ウ その他

選任委員は現行のまま7人とする

※参考 選挙による委員の定数の基準(農業委員会等に関する法律施行令第2条の2)

区分		委員数
		の上限
1	・その区域内の農地面積が 1,300 h a 以下の農業委員会 ・10 a (北海道にあっては、30 a)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が 1,100 以下の農業委員会	20人
2	・1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人
3	・その区域内の農地面積が 5,000 h a を超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会	40人

(2) 今後の予定

ア 平成27年市議会第1回定例会へ条例の一部改正を提案

イ 施行期日:次の一般選挙から施行

5 産業用地(須江地区・不動町地区)の2次公募の実施について

震災復興基本計画の基本理念として掲げる「災害に強いまちづくり」を目指し、復興まちづくりにおいて、災害から人命や財産を守るための河川堤防や高盛土道路の整備等、各種事業が進められている。当該整備に伴い移転を余儀なくされる事業者の移転先確保のため、須

江地区、不動町地区に産業用地の整備を進めているが、両用地に空き区画・余剰面積が生じたことから、2次公募を実施するもの。

(1) 主な内容

ア 募集条件

(7) 須江地区産業用地(6区画)

・募集単位 : 区画単位での募集

・取得方法 : 分譲または事業用定期借地権

・募集業種 : 当初公募時の業種と同一

・分譲予定額:不動産鑑定により最終決定

※募集条件は当初公募時と同様。

※応募者が競合した場合は、第1順位の事業所を優先し、なお競合する場合は抽 選により決定する。

※抽選による落選者のうち、希望者を補欠登録することとし、空き区画が発生した場合は補欠登録者から決定する。

(イ) 不動町地区産業用地(0.45ha)

・募集単位 : 希望面積によるオーダーメイド方式での募集

・取得方法 : 分譲、事業用定期借地権または住居用定期借地権

・募集業種 : 当初公募時の業種に加え、卸・小売業、不動産業、物品賃貸業の一

部を新たに追加

・分譲予定額:不動産鑑定により最終決定 ※当初公募時の応募状況から、募集業種を拡大する。

イ 優先順位

第一順位 河川堤防、高盛土道路等公共工事に伴って移転を余儀なくされている事 業者

第二順位 浸水地区にあり、将来的な津波リスク軽減のため移転を希望する事業者 第三順位 上記に掲げる者のほか、本市の復興に資すると市長が特に認める事業者

ウ 募集期間 平成27年1月15日(木)~2月6日(金)(23日間)

平成27年2月下旬に譲受(賃借)予定者の決定、結果の通知

※2次公募実施後も余剰がある場合は募集を継続する

以上